

乳幼児用ベッドガード、ベビーカーの 子供用特定製品への指定に関する F A Q

令和8年5月

産業保安・安全グループ 製品安全課

目次

1. 特定製品の規制・届出にあたっての共通項目について	7
1-1. 子供用特定製品の判断主体	7
子供用特定製品の判断主体	7
1-2. 業務用の子供用特定製品	7
幼稚園・保育所等への卸売商品	7
1-3. 商品の流通形態による判断	8
B to B 取引の規制有無	8
1-4. 届出制度	8
届出主体について	8
届出義務者	9
届出にかかる費用	9
届出の単位・内容	10
複数の工場情報の届出方法	10
変更届出の手続	11
損害補償制度への加入の必要性	11
輸出用の製品の取り扱い	12

事業開始前の型式の届出	12
誤った届出をした場合の対応.....	12
1 - 5. 技術基準.....	13
技術基準の適合確認の方法	13
ISO 等の内容・入手方法	13
海外規格などの検査を活用した自主検査方法.....	14
1 - 6. 自主検査.....	14
消安法と電安法の自主検査に係る違い	14
検査記録の内容・様式・保存期間	15
第三者検査機関による検査の要否	15
1 - 7. 使用年齢基準・警告表示.....	16
警告表示の記載方法	16
1 - 8. 表示の方法.....	16
子供 PSC マークの準備	16
シールでの表示.....	17
表示するタイミング	17

子供用特定製品の表示内容	17
2. 乳幼児用ベッドガード	19
2-1. 乳幼児用ベッドガード.....	19
乳幼児用ベッドガードとは	19
乳幼児用ベッドガードに求められる性能.....	19
乳幼児用ベッドガードで発生している事故.....	20
乳幼児用ベッドガードを安全に使うために.....	20
2-2. 乳幼児用ベッドガードの広告等	20
月齢の若い赤ちゃんの広告付き製品	20
不適切な販売方法	21
3. ベビーカー.....	22
3-1. ベビーカー.....	22
ベビーカーとは.....	22
電動アシスト付ベビーカー	22
ベビーカーで発生している事故.....	23
ベビーカーを安全に使うために.....	23
3-2. 業務用のベビーカー	23

デパートや遊園地でレンタルされるベビーカー	23
3 - 3. 届出・技術基準適合確認等について.....	24
オプション品を付けることにより複数人用に変更可能な製品の型式区分の選択.....	24
後からオプション品を付けることができるベビーカーの型式区分の選択	24
複数の国際規格等を活用した自社基準	25
規制の対象外であれば基準適合義務はないか.....	25
警告表示・マークの表示の箇所について.....	25
4. 経過措置期間等	27
4 - 1. 施行開始と対応事項	27
経過措置期間について	27
4 - 2. 経過措置期間後の製品の取扱い（在庫品）	27
経過措置期間終了後の在庫	27
5. 保安ネット.....	28
提出方法について.....	28
保安ネットでの受付にかかる日数.....	28
現在の G ビズ ID の取得可否.....	28
G ビズ ID の法人従業員の登録可否.....	29

海外事業者からの届出	29
自主検査記録等の書類の提出要否	30
6. 今後の規制対象製品	31
子供用特定製品の指定予定について	31
7. その他	32
規制対象外製品の対応	32
海外の製品事故事例	32

1. 特定製品の規制・届出にあたっての共通項目について

1-1. 子供用特定製品の判断主体

子供用特定製品の判断主体

Q1-1 内容

自社取り扱い製品が規制の対象となる子供用特定製品にあたるかどうか（一般消費者が家庭において使用することを目的として設計したものであるかどうかを含む）の判断は、誰にどのように確認すればよいのでしょうか。最終判断は誰が行うのでしょうか。

A1-1 回答

規制の対象となる子供用特定製品それぞれの対象範囲については、「消費生活用製品安全法施行令」や「消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈について（以下、解釈通達という）」において明らかにされています。消費生活用製品を国内で製造し、又は、海外から輸入する事業者は、まずは、法令や解釈通達等の関連文書をよく理解し、自社製品が規制の対象にあたるかどうかを確認の上、法令を遵守することが必要です。消費生活用製品を国内で製造し、又は、海外から輸入する各事業者において、消費生活用製品安全法（以下、消安法という）を遵守する責任があります。

その上で、事業者側では、どうしても規制の該非の判断に迷う製品が生じた場合には、製品の仕様・設計等の詳細や、判断に迷う法令、通達等における記載箇所等を整理の上で、該非に係る最終的な解釈権限を有する経済産業省本省製品安全課又は各地方経済産業局へ問い合わせてください。

1-2. 業務用の子供用特定製品

幼稚園・保育所等への卸売商品

Q1-2 内容

幼稚園、保育所等へ卸売販売される製品は規制の対象になりますか。また、それらの一部がECサイトから一般の方も購入可能な場合、ECサイトで販売している商品のみが規制の対象になるということでしょうか。

A1-2 回答

幼稚園、保育所等へ卸売販売されている製品であれば直ちに規制の対象から除外されるものではありません。幼稚園、保育所等で使用されるために特別に設計されたといえ

る子供用特定製品が、規制の対象外となります。施設で使用される製品であっても、家庭において使用することも想定されるようなものであれば、規制の対象となります。

なお、規制の対象にあたるかどうかは、ECサイトで販売されているかどうかによるものではなく、ECサイトで一般向けに販売されるものであれば同様に設計されている製品はすべて規制の対象となります。ただし、その使用者が一般消費者ではない特定の需要家に限定的に販売される等の要件を満たす場合には、子供PSCマークなしで販売することができる特例承認制度を利用いただける場合もあります。詳細は、経済産業省ホームページより、「消費生活用製品安全法法令業務実施ガイド（以下、法令業務実施ガイドという）」を御確認ください。

また、今回の指定品目であるベビーカーについては、Q3-2も御確認ください。

1-3. 商品の流通形態による判断

B to B取引の規制有無

Q1-3 内容

製品安全4法の販売規制は、エンドユーザー向けの小売販売のみならず、事業者間の卸売販売（BtoBの販売）も対象になりますか。

A1-3 回答

製品安全4法の販売規制は、一般消費者向けか事業者向けかを問わず、BtoBの販売も含めて対象です。

1-4. 届出制度

届出主体について

Q1-4-1 内容

製造卸及び直販の商いをしています。商品の企画立案・設計は自前で行いますが、製造は協力工場に委託しています。この場合、届出及び子供PSCマークの表示を自社で行うことはできますか。それとも製品の製造を行う協力工場から行う必要がありますか。

A1-4-1 回答

国内で子供PSCマーク対象製品を製造する場合は、当該製品を完成させる行為を行う事業者が製造事業者として届出をする必要があります。そのため、製造・生産を協力工場に委託する場合は、当該工場を運営する事業者から届出をしていただく必要があります。

また、海外で製造する製品については、製品を国内に輸入する行為を行う事業者がいる場合には当該事業者が輸入事業者として届出を行い、輸入行為を行う事業者がおらず、海外事業者が直接、インターネットモール等を通じて国内の消費者に製品を販売する場合には、当該海外事業者が特定輸入事業者として届出を行う必要があります。

その上で、届出事業者は、技術基準適合確認等の所要の義務を履行し、子供 PSC マークを表示することとされていますので、協力工場が届出を行う場合は協力工場が子供 PSC マークの表示も行うこととなります。

なお、乳幼児用玩具については特定の要件を満たす場合において届出主体としてブランド事業者による届出の運用を行っているところですが、それ以外の特定製品については現状は運用を行っておりません。

届出義務者

Q1-4-2 内容

下記の構造の場合、A社・B社のうち、どちらに届出の義務がありますか。

製造・輸入事業者 A社

販売事業者 B社

製品の表示者名 B社

A1-4-2 回答

事業の届出は、製造又は輸入の事業を行うA社が行う必要があります。届出事業者に技術基準適合確認等の所要の義務、子供 PSC マークの表示等が求められます。また、子供 PSC マークを表示する際には届出事業者の氏名又は名称を表示する必要があります。

その上で、販売事業者は、子供 PSC マークのない子供 PSC マーク対象製品を販売又は販売の目的で陳列することはできませんので、子供 PSC マークを確認して販売する義務があります。

届出にかかる費用

Q1-4-3 内容

届出にあたって、費用はかかりますか。

A1-4-3 回答

消安法の子供 PSC マーク対象製品の製造又は輸入に当たっては、許認可ではなく、届出が必要です。届出に係る通信費用や郵送料は各事業者にご負担いただく必要がありますが、その他届出自体にかかる費用はありません。

届出の単位・内容

Q1-4-4 内容

届出は、JAN 単位など、製品毎に提出する必要がありますか。製品を扱う『業者として』提出するものですか。同じ製品を継続して輸入する際は『輸入ごと』に都度提出するものですか。

また、届出は、1 度提出すれば、変更や事業停止等がない限りは、追加の届出は不要でしょうか。

A1-4-4 回答

消安法の製造又は輸入事業の届出は、当該事業者毎に、特定製品の区分毎に行っているだけです。例えば、ある事業者がベビーカーに該当する製品を多数取り扱っている場合でも、「ベビーカー」として一通の届出を行えば良いこととなります。「ベビーカー」として複数の型式区分に係る製品を製造又は輸入されている場合は、一通の届出において、お取り扱いの全ての型式区分を記載していただくこととなります。ただし、商品名や JAN コード等は届出事項ではありませんので、これらを届出に記載していただく必要はありません。

また、既に届出済みの型式区分の子供用特定製品について、製造するたび、又は、輸入するたびに、届出を出し直す必要はありません。変更届出が必要となるのは、①事業者の氏名又は名称及び住所等、②（特定輸入事業者の場合）国内管理人の氏名又は名称及び住所等、③型式区分、④工場又は事業場の名称及び所在地（輸入事業者の場合は、製造事業者の氏名又は名称及び住所）、及び⑤損害賠償措置のいずれかの内容に変更が生じた場合のみです（変更が主務省令（経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令（以下、技術基準省令という））で定める軽微なものであるときは、この限りではありません）。

また、事業を廃止する、承継により事業者が変更となる等の場合にはそれぞれ必要な届出を行うこととなります。

海外事業者においては、届出を行った日から 1 年経過する毎に、国内管理人が特定輸入事業者の連絡先・連絡体制などを国に報告する義務があります。

また、数年に一度を基本として、届出事業者には立入検査を実施しており、届出書類や検査記録などに間違いがないか確認をさせていただきます。

複数の工場情報の届出方法

Q1-4-5 内容

「特定製品製造（輸入）事業届出書」において、工場が複数（5 社以上）あるのですが、工場リストを自社作成し別添として提出することはできますか。それとも、1 型式について 1 工場の記入をして、複数枚提出する必要がありますか。

A1-4-5 回答

一型式区分ごとに一工場を記入した書類を複数枚提出いただく必要はありません。届出様式の5. 工場又は事業場の名称及び所在地の欄に列記してください。また、保安ネットから届出いただく場合にも、一通の届出の中で複数の工場を届け出いただくことが可能です。届出様式の記載の仕方は、法令業務実施ガイドを御確認ください。

変更届出の手続

Q1-4-6 内容

規格等は同一の製品で、「品番のみ変更」「製造工場のみ変更」といったように一部内容が異なる製品を輸入販売する場合は、新たにまったくの別物として届出が必要ですか。

A1-4-6 回答

変更届出が必要となるのは、消安法第6条各号の事項に変更があった時です。製品の品番は、届出事項ではありませんので、品番のみ変更となったことを以て再度の届出や変更届出をすることは不要です。

他方で、「製造する工場又は事業場の名称及び所在地」は、製造事業者であれば、届出事項の一つのため、変更があれば変更届出が必要となります（輸入事業者の場合は、製造する工場又は事業場の名称及び所在地に代わり、製造事業者の氏名又は名称及び住所が届出事項のため、製造工場のみ変更の場合に変更届出は不要です）。

損害補償制度への加入の必要性

Q1-4-7 内容

今回指定された子供用特定製品である乳幼児用ベッドガード・ベビーカーの取り扱いに伴い、損害賠償責任保険に加入する義務はありますか。

A1-4-7 回答

消安法では、届出事業者が、その製造し、又は輸入する当該特定製品の欠陥により一般消費者の生命または身体について生じた損害を賠償することによって生ずる損失を被害者一人当たり一千万円以上かつ年間三千万円以上を限度額として填補することを内容とする損害賠償責任保険契約の被保険者となっていることを基準としています。保険加入方法、料金、保険運営事業者等について、国の指定はなく、任意の保険を御利用いただけます。また、SGマーク制度の損害賠償制度を利用する場合は、法令業務実施ガイドを御確認ください。

輸出用の製品の取り扱い

Q1-4-8 内容

子供用特定製品を一旦日本へ輸入するものの、日本国内での販売を行わずそのまま海外へ輸出する場合、届出は必要ですか。

A1-4-8 回答

輸出用の特定製品を製造し、又は輸入する時は、「特定製品輸出用例外届出書」の提出が必要です。本届出を行う際は、「当該特定製品が輸出用のものであることを証する書面」の添付が必要となります。詳細は、法令業務実施ガイドを御確認ください。

事業開始前の型式の届出

Q1-4-9 内容

また届出段階では取り扱っていなくとも、将来取り扱う可能性がある区分について事前に届け出ることできますか。

A1-4-9 回答

将来的に事業開始の予定がある型式区分について、事前に届出をすることは可能です。ただし、事業開始の実態のないまま長期にわたり架空の型式区分を届け出たままにしていると認められるような場合には、変更の届出や廃止の届出を怠っているものとして、法令違反となる可能性があります。

誤った届出をした場合の対応

Q1-4-10 内容

届出事業者がもし誤った内容の届出をしたとしても、経済産業省が届出受理の際に確認し、指摘を受けるのでしょうか。

A1-4-10 回答

届出事項に形式的な不備があった場合は、受理前に担当者から連絡し、不備が確認できたものについて修正いただいたうえで受理しますが、届出は自社の責任において行っているため、関係資料を参照しながら、内容を十分に確認した上で、届出をお願いいたします。また、立入検査等において型式区分の誤りが判明した際は、指摘を行った上で、変更届出等の提出を求める可能性があります。

なお、虚偽の届出をした場合については、法令違反に問われる場合があります。

1-5. 技術基準

技術基準の適合確認の方法

Q1-5-1 内容

今回子供用特定製品に指定された乳幼児用ベッドガード及びベビーカーの技術基準の内容、試験単位、試験方法、最終的な合否判断はどのように行いますか。また、基準適合になった場合どのように表示する必要がありますか。

A1-5-1 回答

技術基準は、技術基準省令別表第1に規定のとおり、要求する性能が規定されています。これは、型式区分ごとではなく、乳幼児用ベッドガード・ベビーカーは全て、当該技術基準に適合する必要があります。

また、解釈通達において、当該技術基準（要求性能）に適合すると判断できる具体的な実務規格を例示しています。

技術基準への適合性の確認は、製造又は輸入事業者において自ら確認いただき、責任をもって説明できるようにしていただく必要がありますが、検査機関において検査を行い、その結果を活用して確認いただくこともできます。その上で、立入検査等において、技術基準に適合しない製品を販売している実態を行政が見つけた場合には、法令の違反となり、製品回収等の行政命令の対象となる場合もあります。

乳幼児用ベッドガード・ベビーカーへの表示方法については、使用に適した年齢を含む警告表示（技術基準省令別表第2の2）、届出事業者の氏名又は名称（技術基準省令別表第1）、○子供PSCマーク（技術基準省令別表第8）、表示の箇所（技術基準別表第5）規定を御確認ください。

また、ベビーカーについてはQ3-3-3～3-3-5も御確認ください。

ISO等の内容・入手方法

Q1-5-2 内容

ISO等の各例示規格の詳しい項目はどのようにして調べればよいでしょうか。これらを一覧する場合には各自で購入する必要がありますか。

A1-5-2 回答

技術基準に適合することを確認できる例示規格の入手のために係る費用、これらの規格に適合することを確認するための検査に係る費用等は、必要に応じ、各事業者において御負担いただくこととなります。

海外規格などの検査を活用した自主検査方法

Q1-5-3 内容

例えば、海外で製造され、解釈通達において例示されている EN 規格への適合が確認されている製品を輸入する場合、当該 EN 規格に適合する旨の検査レポートの写しを入手しておけば、国内で改めて検査する必要はなく、子供 PSC マークを表示しても良いでしょうか。万が一、その検査レポートの写しが偽造されたものであっても、輸入事業者の責任にはならないということで良いでしょうか。

A1-5-3 回答

子供用特定製品の安全性に一義的な責任を有するのは、その製品を国内で製造する事業者又は、海外で製造されるものについては輸入する事業者です。海外で製造される子供用特定製品について、海外事業者からその子供用特定製品が当該 EN 規格に適合することを確認した検査レポートの写しを入手した場合、その輸入事業者は、必ずしも国内で改めて検査をし直す必要はなく、入手した検査レポートの写しの内容を活用して、技術基準適合を確認し、検査記録の作成・保存等の所要の義務を履行し、その子供用特定製品に子供 PSC マークを表示して販売することが可能です。

ただし、この場合、製品の安全性に一義的な責任を有するのは輸入事業者であり、海外事業者から入手した検査レポートの写しが偽造されたものであった結果、技術基準に適合しない子供用特定製品を国内で流通させてしまった場合は、輸入事業者の法令違反を問われる、又は、製品の回収等の対応が必要となる等の可能性があります。海外事業者から検査レポートの写しの提供を受ける場合には、それが偽造されたものでないかを含め、製品の安全がしっかりと確保できているかについて輸入事業者において責任を持って確認いただくように御願います。

1 - 6. 自主検査

消安法と電安法の自主検査に係る違い

Q1-6-1 内容

消安法で求められる自主検査の実施及びその記録の作成・保存は、電気用品安全法で求められる全数検査やロットごとの検査記録の保管とは異なりますか。

A1-6-1 回答

電気用品安全法と消安法は異なる法令のため、それぞれの法令における規制の対象製品や検査の方式を御確認ください。消安法では、第 11 条第 1 項において技術基準適合義務、同条第 2 項において自主検査義務が規定されており、技術基準省令第 14 条第 1 項において、技術基準省令別表第 1 の特定製品の区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法による検

査を行うこととされています。また、その解釈については、解釈通達や、法令業務実施ガイドにも記載がありますので御確認ください。

検査記録の内容・様式・保存期間

Q1-6-2 内容

検査記録にはどのような内容を記載すればよいのでしょうか。検査記録作成にあたって様式などはありますか。また、検査記録の保管期間や、保管方法に定めはありますか。

A1-6-2 回答

検査記録に記載が必要な事項は、技術基準省令第 14 条第 2 項に規定の以下のとおりです。

- 一 特定製品の区分並びに構造、材質及び性能の概要
- 二 検査を行つた年月日及び場所
- 三 検査を実施した者の氏名
- 四 検査を行つた特定製品の数量
- 五 検査の方法
- 六 検査の結果

上記の通り、例示規格に適合するという検査の結果のみならず、検査を行つた年月日及び場所、検査を実施した者の氏名等の必要事項を全て記載いただく必要があります。

一方で、検査記録の様式、フォーマットはありませんので、各事業者において、自由な様式で記載いただくことができます。

また、検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年です。保存の方法は、紙だけでなく、電磁的方法（電子データ等による保存）によることも可能です。

第三者検査機関による検査の要否

Q1-6-3 内容

技術基準適合確認のためには検査機関に依頼する必要がありますか。それとも検査機関に依頼せずに自社で検査を行うことは可能ですか。また、専門の検査機関に依頼する場合は、国が指定する検査機関で検査を受ける必要がありますか。

A1-6-3 回答

今回指定された乳幼児用ベッドガード及びベビーカーは○子供 PSC マーク対象製品ですので、自主検査のみで技術基準適合性の確認を行うことができます。ただし、第三者の検査機関に検査を依頼することを妨げるものではありません。検査機関による検査結果を元に、技術基準適合性を確認することもできます。一方で、国が指定する検査機関で検査をしなければならないとの規定はありませんので、公的に検査を実施する機関はなく、国内外を問わず任意の検査機関で検査を受けて頂くことができます。

また、解釈通達において、技術基準への適合を確認することができる具体的な例示規格を示していますが、当該規格に関する外国の認証等の取得を必要とするものでもありません。

1-7. 使用年齢基準・警告表示

警告表示の記載方法

Q1-7 内容

子供用特定製品には、技術基準省令別表第二の二において様々な警告表示が規定されていますが、必ずしもこの文言通りでなくても問題ありませんか。

A1-7 回答

別表第2の2中「表示すべき文言」欄に記載されている文言のうち、「～旨」については、当該文言と文意が変わらない範囲において、必ずしも一語一句規定のとおりを文言を用いる必要がない文言であることを示しているものになります。ただし、明らかに文意の異なるものや日本語の表現として間違っているものなどは、警告表示がなされているものには当たりません。

1-8. 表示の方法

子供 PSC マークの準備

Q1-8-1 内容

子供 PSC マークについて、大きさや縮尺の規定はありますか。また、子供 PSC マークのデータはどこから入手することができますか。

A1-8-1 回答

子供 PSC マークをどのくらいの大きさで表示しなければいけないといった規定はありませんが、一般消費者が視認可能な適切な大きさで表示することが望ましいです。一方で、乳幼児用ベッドガード及びベビーカーに表示する子供 PSC マークについては、マーク内の線の太さ、縦横比、角度等が技術基準省令別表第8に規定されています。また、子供 PSC マークのデータは、経済産業省ホームページより JPG 形式でダウンロードすることができますので、各事業者においてこれを利用し表示するようお願いいたします。JPG 形式以外での提供予定はありません。

シールでの表示

Q1-8-2 内容

輸入する製品のパッケージに、「For Children Ages 2-5years」や「For Children up to 15 kg」のような表示がされている場合、販売店に出荷する前に強粘着シールなどで警告表示や子供 PSC マークを貼り付ければ問題ないでしょうか。また、「容易に消えない方法で表示すること」とありますが、パッケージやシールには材質等の指定はありますか。

A1-8-2 回答

子供用特定製品の警告表示は、日本の一般消費者が容易に理解できる方法で行っていただく必要があります。既に製品の容器包装に、数字、記号、図形又は外国語のみからなる警告表示がある場合に、これを削除することを求めるものではありませんが、これらの表示のみによって、子供用特定製品に表示することが必要な警告表示が行われているとみなすことはできません。

ついでには、対象年齢の表示であれば、例えば、「対象年齢 18 ヶ月以上」、「対象年齢 2 歳～5 歳」などの記載を追加して行う必要があります。なお、対象年齢の表示に加えて、適応する体重などの表示を付すことも可能です。

また、「容易に消えない方法で表示すること」については、パッケージやシール等の材質の指定はありません。刻印、印刷、シールを貼る等のいずれかの方法により表示していただくことができます。

表示するタイミング

Q1-8-3 内容

子供用特定製品に必要な表示はどの時点までに表示されていることが求められますか。製品を輸入する場合には、輸入する時点で PSC マーク、警告表示のある箱を用いる必要がありますか。

A1-8-3 回答

消安法では、子供用特定製品を輸入する時点で、必ずしも子供 PSC マークや警告表示が表示されていることを求めるものではありません。子供用特定製品の輸入の事業を行い、国内で販売又は販売の目的で陳列する時までには、子供 PSC マークや警告表示等が表示されていることが必要です。

子供用特定製品の表示内容

Q1-8-4 内容

子供用特定製品にはどのような内容を表示する必要がありますか。製品毎に表示箇所に指定はありますか。

A1-8-4 回答

今回指定された乳幼児用ベッドガード及びベビーカーへの表示については、使用に適した年齢を含む警告表示（技術基準省令別表第2の2）、届出事業者の氏名又は名称（技術基準省令別表第1）、子供PSCマーク（技術基準省令別表第8）の表示が必要です。

これらの表示は、日本語で、技術基準省令別表第5に規定されている箇所に容易に消えない方法で表示する必要があります。

2. 乳幼児用ベッドガード

2-1. 乳幼児用ベッドガード

乳幼児用ベッドガードとは

Q2-1-1 内容

乳幼児用ベッドガードとは、具体的にどのような製品ですか。

A2-1-1 回答

規制の対象となる乳幼児用ベッドガードとは、出生後60月以内の乳幼児のベッドからの転落を防止するためにベッドに取り付けて使用することを目的として設計した器具のことを指します。これは、出生後60月以内の乳幼児のベッドからの転落を防止するための製品による事故が生じた状況を考慮したことから規制の対象としたものです。なお、出生後18月未満の乳幼児が死亡する重大製品事故が生じたといった事故実態等を踏まえ、乳幼児用ベッドガードを使用した出生後18月未満の乳幼児の睡眠は窒息等のリスクが高いと考えられます。そのため、技術基準省令別表第1の2に規定する使用に適した年齢に関する基準を踏まえ、別表第2の2の規定に基づき使用に適した年齢を表示し、出生後18月未満の乳幼児には使用させないこととしている製品です。

詳細な解釈は、解釈通達に記載していますので御確認ください。

乳幼児用ベッドガードに求められる性能

Q2-1-2 内容

乳幼児用ベッドガードに求められる性能は具体的にどのようなものでしょうか。

A2-1-2 回答

乳幼児用ベッドガードに求められる性能は技術基準省令別表第1に要求する性能が規定されています。そのうえで、解釈通達等において、当該技術基準（要求性能）に適合すると判断できる具体的な実務規格を例示しています。

例えば、一般財団法人製品安全協会のSG基準では、要求性能の中に、ベッドからの転落を防止するためのベッドガードの高さとして16cm以上の高さを有することも含まれています。

乳幼児用ベッドガードで発生している事故

Q2-1-3 内容

乳幼児用ベッドガードにおいて、こういった事故が起きているのでしょうか。

A2-1-3 回答

乳幼児用ベッドガードについては、乳幼児が死亡する重大製品事故が、過去 10 年間（2015 年～2025 年 3 月）に 4 件発生しています。これはいずれも出生後 18 月未満の乳幼児が乳幼児用ベッドガードとマットレス等の隙間に挟まれたことによる窒息等により死亡したものです。

乳幼児用ベッドガードを安全に使うために

Q2-1-4 内容

乳幼児用ベッドガードを安全に使うためにはどういった点に気をつければよいのでしょうか。

A2-1-4 回答

乳幼児用ベッドガードを安全使用するためには、まずは対象年齢を遵守することが必要です。乳幼児用ベッドガードを使用し、対象年齢外の出生後 18 月未満の乳幼児を大人用のベッドに寝かせることは非常に危険であり、絶対にしないでください。

また、乳幼児用ベッドガードの設置に当たっては取扱説明書をよく読んで正しい方法で設置するとともに、使用に適したベッドやマットレスの種類、寸法を確認のうえ、正しい製品の選択をしましょう。使用方法を間違えると重大な事故につながる危険性があります。

2-2. 乳幼児用ベッドガードの広告等

月齢の若い赤ちゃんの広告付き製品

Q2-2-1 内容

寝返りをうつことができない月齢の赤ちゃんの写真を広告として乳幼児用ベッドガードを販売してよいのでしょうか。

A2-2-1 回答

解釈通達において、乳幼児用ベッドガードの広告について、「乳幼児用ベッドガードについて、出生後 18 月未満の乳幼児の睡眠のために利用するような文書、絵図、写真、

動画その他の表示（製品の容器包装における表示を含む。紙、電子等の媒体は問わない。）をしてはならない。」としています。これは、出生後18月未満の乳幼児が死亡する重大製品事故が生じたといった事故実態等を踏まえたものになります。寝返りをうつことができない月齢の乳幼児含め、出生後18月未満と外見上判断される乳幼児の写真を使用した広告とともに製品を販売することは、一般消費者に対し製品の対象年齢を誤認させ、重大な事故につながる危険性があることから、避けていただくようお願いいたします。

ECサイトで乳幼児用ベッドガードを販売する場合にも、一般消費者が対象年齢を誤認して使用することがないように、留意する必要があります。

不適切な販売方法

Q2-2-2 内容

製造又は輸入事業者が出生後18月以上向けとして流通させた製品を、販売事業者が勝手に18月未満向けと受け取られかねない形で販売した場合（例えば店頭において新生児向けの製品コーナー等で販売・陳列した場合）、製造又は輸入事業者の違反になりますか。

A2-2-2 回答

製品の対象年齢が適切に設定されているのにも関わらず、対象年齢を誤認させるような販売がなされている場合、立入検査時等に販売事業者に対して、法令の理解や遵守状況について確認させていただく可能性があります。このため、販売事業者も消安法の規制について理解を深め、販売方法によって消費者が危険にさらされないよう、安全確保に努める必要があります。

また、製造又は輸入を行う事業者においても、こうした行き違いが生じないように、自社の取扱い製品に、対象年齢を誤認されるような販売方法を取らない旨の明りような表示等を行っていただくことが重要です。

なお、この場合、製造又は輸入を行う事業者に対しても、当該製品の対象年齢の考え方について、（販売形態等も踏まえて）改めて確認させていただく可能性があります。製造又は輸入を行う事業者においても、対象年齢を誤認されるような広告や販売方法がとられていることを知りながら放置したような場合には、責任を追及されますので、自社の取扱い製品を販売させる販売事業者に、法令の正しい理解を求め、販売事業者の販売方法も消費者の安全確保のために、重要であることを伝えていただきたいと思います。

適切な販売方法が確保されておらず、乳幼児の生命又は身体に対する危害の発生を防止するために必要であるときには、製造、輸入、又は販売を行う事業者に対し、消安法に基づく報告徴収や立入検査等を実施する可能性があります。

3. ベビーカー

3-1. ベビーカー

ベビーカーとは

Q3-1-1 内容
ベビーカーとは、具体的にどのような製品ですか。
A3-1-1 回答
規制の対象となるベビーカーとは、出生後36月以内の乳幼児の運送に使用することを目的として設計した歩きながら用いる小型の車を指します。なお、自分で自走することができる三輪車や乗用玩具、荷物を運搬するためのキャリーケースに乳幼児が座ることができる製品等は、乳幼児の運送以外の用途に使用されるものであるため今回の規制の対象とはしないところです。また、乳幼児の月齢に応じて、他の用途にも使用できる機能を有し形状を変更することができる製品については、「乳幼児の運送に使用する」場合は規制の対象となります。また、チャイルドシートを車体に固定してベビーカーとして使用する製品については、規制の対象となるところですが、当該製品のチャイルドシートについては道路運送車両法に基づき、技術基準を確認することとなっています。詳細な解釈は、解釈通達に記載していますので御確認ください。

電動アシスト付ベビーカー

Q3-1-2 内容
電動アシスト付ベビーカーは規制の対象になるのでしょうか。
A3-1-2 回答
規制の対象となるベビーカーとは、出生後36月以内の乳幼児の運送に使用することを目的として設計した歩きながら用いる小型の車を指します。電動アシスト付ベビーカーについて、通常のベビーカーが有する機能については、技術基準に適合する必要があるため、規制の対象となりえます。なお、電動アシスト付ベビーカーに使用するバッテリーや充電器について、電気用品安全法の規制に該当する可能性がありますので御注意ください。その他の規制に該当する場合においても、他法令を遵守する必要があります。

ベビーカーで発生している事故

Q3-1-3 内容

ベビーカーにおいて、こういった事故が起きているのでしょうか。

A3-1-3 回答

ベビーカーについては、乳幼児が被害にあう重大製品事故が過去 10 年間（2015 年～2025 年 3 月）に 11 件発生しており、うち転倒・転落による頭部等の負傷が 6 件、指の挟み込みによるもの等が 4 件です。例えば、ベビーカーのストッパーにロックをかけずに停車させていた際に転倒し負傷した事故や、子供がベビーカーの折りたたみ部に手をかけているのに気がつかずにベビーカーの展開操作をした結果指を負傷した事故等が発生しています。

ベビーカーを安全に使うために

Q3-1-4 内容

ベビーカーを安全に使うためにはどういった点に気をつければよいのでしょうか。

A3-1-4 回答

事故の実態を鑑み、使用時にはシートベルトを必ず装着し、停車時は必ずストッパーを掛けるとともに、子供を乗せたままベビーカーから離れることは避けてください。また、ベビーカーの開閉の際には子供がベビーカーに触れていないことを確認して、開閉しましょう。

3-2. 業務用のベビーカー

デパートや遊園地でレンタルされるベビーカー

Q3-2 内容

デパート等の商業施設や遊園地等の観光施設等で一般消費者が使用するためにレンタルされているベビーカーは業務用として規制の対象外となりますか。

A3-2 回答

デパートや遊園地等において使用されるベビーカーも、管理者（専門的な知識を有する者等）がいないところで一般消費者が使用する場合は、その使用の態様は家庭における場合と同様であるので、「主として家庭において」使用することを目的として設計したものに該当し、規制の対象となります。そのため、規制開始後に、デパートや遊園地等

において一般消費者が使用するためにベビーカーが製造事業者から施設運営会社等に販売される製品について、規制の対象となります。

また、用途の主目的がベビーカーとしての用途である製品が規制の対象となるところ、他の用途が主目的である乳幼児の運送以外の用途に使用される製品（例えば、ショッピングカートやキャリーケース等）については、規制の対象外となります。

なお、経過措置期間終了前に既に製造事業者から商業施設等に販売されている製品をリースする行為については販売には該当しないため、規制の対象外となります。また、製造事業者等が行うリースと法第4条との関係については、解釈通達に規定されており、特定製品の製造又は輸入の事業を行う者が特定製品を直接一般消費者に対価を得て貸与すること（いわゆるリース）は、販売には該当しないこととしています。

3-3. 届出・技術基準適合確認等について

オプション品を付けることにより複数人用に変更可能な製品の型式区分の選択

Q3-3-1 内容

ベビーカーの型式区分において、乗車人数を選択することになってはいますが、別売りのオプション品の座席を付けることにより複数人用に変更可能な製品について、型式区分はどのように選択すればよいでしょうか。

A3-3-1 回答

型式区分の選択については、販売時の状態に関わらず、一人用若しくは複数人用のどちらにも使用可能な構造を車体に有している場合は、乗車定員の要素に対し「一人のもの」及び「その他のもの」の両区分を選択いただくようお願いいたします。

後からオプション品を付けることができるベビーカーの型式区分の選択

Q3-3-2 内容

ベビーカー本体とセットでオプション品を販売するパターンと、オプション品を別売りで販売するパターンがあります。この場合、型式区分の付属品の項目はどのように選択すればよいでしょうか。

A3-3-2 回答

型式区分の選択については、販売時にオプション品が同梱されているか否かに関わらず、オプション品を特別に接続できるような構造が車体側にある場合については、付属品の型式区分について「あるもの」を選択するようお願いいたします。

複数の国際規格等を活用した自社基準

Q3-3-3 内容

技術基準への適合の確認において、複数の国際規格等を活用した自社基準を用いて、技術基準適合性を検査することは認められるのでしょうか。

A3-3-3 回答

技術基準は、技術基準省令別表第1に規定のとおり、要求する性能が規定されています。また、解釈通達において、当該技術基準（要求性能）に適合すると判断できる具体的な実務規格を例示しています。

技術基準への適合性の確認は、製造又は輸入事業者において自ら確認いただき、責任をもって説明できるようにしていただく必要があります。例えば、複数の国際規格等を活用した自社基準を用いる場合、技術基準省令別表第1に規定されている全ての要求項目を満たしているよう、立入検査時には、技術基準に適合するといえる技術的根拠を御説明いただき、経済産業省としても内容について確認させていただきます。

規制の対象外であれば基準適合義務はないか

Q3-3-4 内容

36月以上を対象とするベビーカーは技術基準適合義務、表示義務等は完全にはないとの理解で良いのでしょうか。

A3-3-4 回答

対象年齢が3歳以上の範囲を含むベビーカーであっても、対象年齢の範囲に出生後36月以内が含まれているベビーカーについては規制の対象となり、技術基準適合義務、表示義務が発生します。3歳以上向けのみが対象年齢である場合は規制の対象外となります。

警告表示・マークの表示の箇所について

Q3-3-5 内容

技術基準省令別表第五において「ベビーカーの表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、乳幼児の身体を保持する構造が車体から分離するものにあつては、ベビーカーとして使用する場合において、見やすい箇所に表示すること。」と規定されていますが、どのような位置だと不可になるのでしょうか。

A3-3-5 回答

表示の箇所のただし書については、座席部分の取り外しができるものやチャイルドシートを車体に固定してベビーカーとして使用可能なもの等、多様な製品の流通の状況を考慮したものです。このような製品については、ベビーカーとして使用する場合において、一般消費者の方にわかりやすいよう、見やすい箇所に表示することを求めています。消費者への注意喚起という観点を鑑み、使用時に確認できる状況であることが望ましいところ、使用時に消費者から見つけにくい箇所に表示することは「見やすい箇所」の趣旨に反するものとなります。また、チャイルドシートを車体に取り付けてベビーカーとして使用するタイプ等においても、ベビーカーとしての使用時に表示されていることが必要です。

4. 経過措置期間等

4-1. 施行開始と対応事項

経過措置期間について

Q4-1 内容

今回指定される製品について、経過措置期間は設けられるのでしょうか。

A4-1 回答

経過措置期間については、乳幼児用ベッドガードは1年間（令和9年7月7日まで）、ベビーカーは2年間（令和10年7月7日まで）消安法の規定に関わらず、表示が付されていない製品を販売することが可能です。

4-2. 経過措置期間後の製品の取扱い（在庫品）

経過措置期間終了後の在庫

Q4-2 内容

乳幼児用ベッドガードは令和9年7月8日以降、ベビーカーは令和10年7月8日以降はマークを表示していない製品の販売はできないとのことですが、海外規格に適合している等技術基準適合性が確認できる場合も販売できないのでしょうか。また、すでに取引先に出荷し販売店にて保管されている在庫品や展示品についても規制の対象となり、販売できないのでしょうか。

A4-2 回答

今般指定される2品目は特定製品かつ子供用特定製品でございますので、自主検査において子供PSCマークが表示可能であり、既存の製品において既に技術基準適合が担保される場合においては、警告表示の対応を確認の上、子供PSCマークの貼り付け等の対応を経過措置期間中にお願ひします。

また、取引先で在庫として確保されている製品も含め、乳幼児用ベッドガードは令和9年7月8日以降、ベビーカーは令和10年7月8日以降に販売する場合は、技術基準適合・警告表示のうえ、全て子供PSCマークを表示する必要があります。なお、令和7年12月25日に規制が開始された乳幼児用玩具については施行日前に製造・輸入された製品は対象外となっておりますが、今回指定された乳幼児用ベッドガード・ベビーカーとは制度が異なりますので御注意ください。

5. 保安ネット

提出方法について

Q5-1 内容

届出は保安ネットのみでの受付でしょうか。窓口や郵送での届出も可能でしょうか。

A5-1 回答

届出は、保安ネット（オンライン）及び書面による届出のいずれも御利用が可能です。書面での届出は、郵送又は持参のいずれも御利用いただけます。

なお、保安ネットによる手続は、24時間いつでも行っていただくことができ、項目の多くがプルダウン選択方式のため、書類の作成・印刷・郵送・持参等の手間やコストが削減される他、内容に不備等があった場合には、経済産業省職員から保安ネットを經由してコメントが届くため、手続完了までの時間短縮にもなります。

事故報告も保安ネットから実施いただけます。さらに、利用のためのアカウント（デジタル庁が運営するG Biz ID（プライム））を取得いただくことで、補助金の申請やデータベースなど、他省庁や自治体を含む様々な行政サービスを御利用いただくことができますので、是非御利用ください。

※G Biz IDについては、以下を御参照ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

保安ネットでの受付にかかる日数

Q5-2 内容

届出した後、受理されるまでどれくらいの時間がかかるでしょうか。

A5-2 回答

届出の混雑状況によってはお時間がかかる場合があります。届出に関する対応状況の照会は、提出先の各経済産業局又は本省製品安全課にお問い合わせください。

現在のG Biz IDの取得可否

Q5-3 内容

gBiz IDはいつから取得可能ですか。

A5-3 回答

G ビズ ID (プライム) は、いつでも取得可能です。なお、G ビズ ID プライムの取得には書類の御提出が必要となり、審査に一定の日数がかかります (通常 2 週間程度) ので、お時間に余裕をもってお手続きください。

G ビズ ID の法人従業員の登録可否

Q5-4 内容

G ビズ ID を取得する場合、法人責任者ではなく、法人従業員による新規登録が行えるのか。

A5-4 回答

製品安全 4 法に係る手続きを行う際は G ビズ ID プライムの取得が必須となっており、こちらは基本的に法人単位であれば法人責任者が取得する必要があります。なお、G ビズ ID プライムのアカウントを取得後、アカウントの所有者が従業員用のアカウント (G ビズ ID メンバー) を作成することができます。詳細は、G ビズ ID 公式ページを御確認ください。

※<https://gbiz-id.go.jp/top/>

海外事業者からの届出

Q5-5 内容

特定輸入事業者 (海外事業者) が届出する場合、どのように届け出ることができるでしょうか。

A5-5 回答

特定輸入事業者 (海外事業者) は、日本国内の代理人等を経由した保安ネットによる代行申請が可能です。なお、日本国内の代理人等による代行申請を行う場合、委任状などで代理性 (無償) を証明する必要があります (※行政書士又は行政書士法人でない者が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類の作成を行うことは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください)。

保安ネットで電子届出を行っていただくことにより、不備があった場合の指摘対応や受理状況の確認がスムーズになるため、その利用を推奨しています。国内管理人による代理申請が原則になります。詳しくは下記の HP を御参照ください。なお、提出書類は日本語で書かれている必要がございます。

https://www.meti.go.jp/product_safety/tokuteiyunyu/tokuteiyunyu.html

自主検査記録等の書類の提出要否

Q5-6 内容

特定製品の製造又は輸入事業者の届出（法第6条）以外にも、書類の作成や保存等が求められていますが、これらはいつから保安ネットへの登録を開始する予定でしょうか。

A5-6 回答

自主検査記録や証明書の書類について、行政機関への提出は不要です。

6. 今後の規制対象製品

子供用特定製品の指定予定について

Q6-1 内容

今後、どのような製品が子供用特定製品へ指定されるのか。

A6-1 回答

現時点で決まった予定はありません。国内外における製品事故の態様や、諸外国での規制の状況等を踏まえ、必要に応じ、消費経済審議会等での議論を経たうえで規制の整備について検討を行っていきます。

7. その他

規制対象外製品の対応

Q7-1 内容

製品安全 4 法の PS マーク対象製品ではない商品を輸入・販売している場合、届出は不要でしょうか。

A7-1 回答

御認識の通りです。

PS マーク対象製品以外の製品については、届出等の事前の手続きは必要ありません。ただし、製造又は輸入の事業を行っている消費生活用製品において重大製品事故（※）が発生したことを知った場合は、認知した日から 10 日以内に消費者庁に報告することが必要です。

※以下の①及び②に示される危害が発生するような製品事故は、重大製品事故と判断されます。

①一般消費者の生命又は身体に対する危害が発生した事故のうち、危害が重大であるもの。

- ・ 死亡事故
- ・ 重傷病事故（治療に要する期間が 30 日以上を負傷・疾病）
- ・ 後遺障害事故
- ・ 一酸化炭素中毒事故

②消費生活用製品が滅失し、又はき損した事故であって、一般消費者の生命又は身体に対する重大な危害が生ずるおそれのあるもの。

- ・ 火災（消防が確認したもの）

海外の製品事事故例

Q7-2 内容

OEM だけではなく、海外で開発された商品を取り扱うこともあるので、海外品特有の事事故例や、特に気を付ける項目があれば教えてください。

A7-2 回答

海外の事事故例について、当課で取りまとめているものはありませんが、米国の消費者製品安全委員会(CPSC)が提供する全米障害調査電子システム（National Electronic Injury Surveillance System）など、各国のホームページ等から御確認いただけるものと承知しています。